

生活保護法等指定 医療機関 変更 届書

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定について次のとおり変更しましたので届け出ます。

業務の種類 ※右に○をつけてください。	医科 / 歯科 / 薬局 / 訪問看護
医療機関コード	※医療機関コードが変更になる場合は、変更届ではなく、旧コードの廃止届と新コードの指定申請書の提出をお願いします。
医療機関名称	(フリガナ)
医療機関所在地	〒 - TEL () -

変更内容			変更年月日
名称	変更前		年 月 日
	変更後	(フリガナ)	
開設者	※法人にあつては主たる事務所の所在地、法人名及び代表者の職・氏名		
	変更前	氏名	生年月日 年 月 日
		住所	
	変更後	氏名	(フリガナ) 生年月日 年 月 日
住所		〒 -	
管理者または管理薬剤師	変更前	氏名	生年月日 年 月 日
		住所	
	変更後	氏名	(フリガナ) 生年月日 年 月 日
		住所	〒 -
その他	変更前		年 月 日
	変更後	〒 -	

年 月 日
(申請先)
横須賀市長

<p>開設者(届出者) ※法人にあつては主たる事務所の所在地、法人名及び代表者の職・氏名</p> <p>住所 〒 - TEL () -</p> <p>氏名</p>	<p>(印不要)</p>
---	--------------

この申請書は、健康保険法による変更の届出と同時に生活保護法による変更の届出をしていない場合のみ提出してください。

なお、令和5年7月1日以降、関東信越厚生局へ健康保険法による変更の届出と同時に生活保護法による変更の届出を行っている場合は、改めて提出の必要はありません。

※訪問看護ステーションは、関東信越厚生局及び横須賀市へそれぞれ届出をする必要があります。

注意事項

- 1 この届出書は、横須賀市民生局福祉こども部生活支援課に提出してください。
- 2 この届出書は、指定医療機関の届出事項に変更があった場合、速やかに提出してください。
- 3 告示を必要としない事項に関する変更にあたっては、別途の通知等を行いませんので、ご注意ください。

記載要領

- 1 「名称」は、略称等を用いることなく、関東信越厚生局に届け出た正式な名称を記載してください。
- 2 「医療機関コード」は、保険医療機関番号を記載してください。
- 3 「医療機関名称」欄は、名称に変更があった場合は変更後の名称を記載してください。
- 4 「名称」欄は、医療機関名称に変更があった場合に記載してください。
- 5 「開設者」欄は、法人名称に変更があった場合、並びに、個人開設者の氏名に変更があった場合に記載してください。法人代表者の変更については届出不要です。
- 6 「管理者」欄は、管理者が交代した場合又は管理者の氏名に変更があった場合に記載してください。
- 7 訪問看護ステーション以外の医療機関(病院、診療所、歯科、薬局)の場合、開設者及び管理者の生年月日及び住所に関する届出をしていただく必要はありません。
- 8 申請書(開設者)が法人の場合は、法人名称、代表者の職名・氏名及び法人の主たる事務所の所在地を記載してください。